資料２

第3章　計画の基本的な方向

1. 計画の基本理念

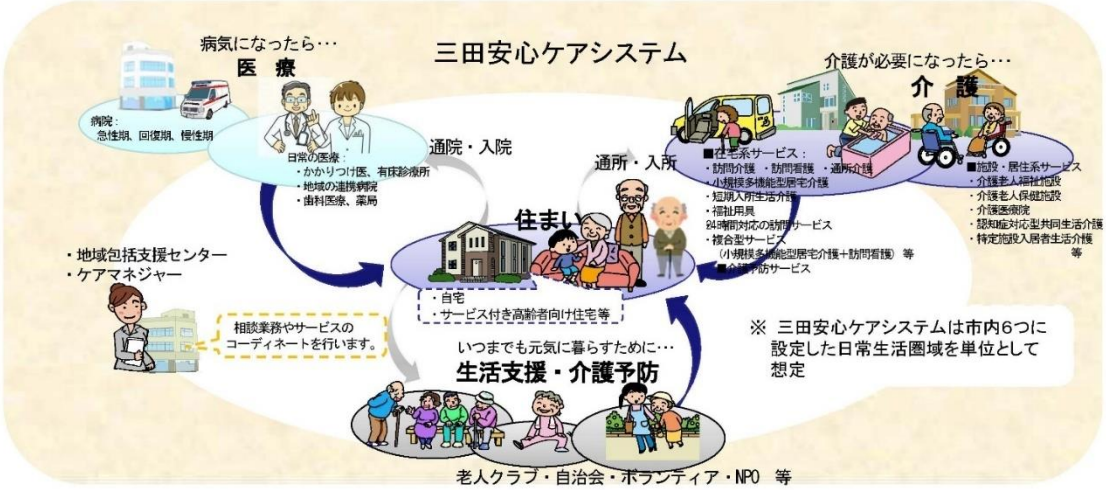
みんなが共に輝き、
安心して生活できるまち・三田

今後、2040年度を見据えた中長期的な人口構造の変化から、少子高齢化が加速し、後期高齢者の増加にともない医療や介護の複合ニーズのある高齢者が増えることが見込まれています。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を地域の特性に応じて深化、推進することが必要です。

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の基盤でもあります。

本市では超高齢社会を単に高齢者が多い社会と捉えず、市民誰もが長寿を喜び、老いを自分の問題として捉え、世代や性を超えて協働と連帯の精神に支えられた地域社会の中で、高齢者が健やかに、一人ひとりが自立していきいきと地域で暮らすことができるまちを目指して「みんなが共に輝き、安心して生活できるまち・三田」を三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念として継承してきました。

本計画においてもこれまでの基本理念を引き継ぎ、保健・医療・福祉の連携はもとより、地域住民・事業者・行政それぞれが主体的に参画し、多様な主体とのつながり等のさらなる支援や質の向上を図り、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、本市の地域包括ケアシステムとして「三田安心ケアシステム」の深化、推進に取り組んでいきます。



2. 基本目標

基本目標Ⅰ　生涯現役で過ごすことができるまちづくり

今後の高齢化の進展を見据え、高齢者が生涯現役でいきいきとした日々を過ごすことができるよう、地域における学習・文化活動・スポーツ等の趣味や、高齢者の豊かな知識・経験、就労意欲が活かされる活動等、生きがいにつながる取り組みを推進していきます。また、できるだけ長く健康で自立した生活が送れるよう、「三田市健康増進計画」との整合性を図り、疾病の発症や重症化の予防、心身機能の低下を防止する取り組みの推進、地域で展開される介護予防活動等、高齢者の心身の健康に寄与する活動への支援を行います。

基本目標Ⅱ　住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように取り組んでいきます。地域包括支援センターを中核として、引き続き保健・福祉・介護の関係機関と、医療、地域団体や住民の連携を推進します。

介護が必要になっても、個々の状況やニーズに応じたサービスを迅速かつ適切に利用できるよう、介護保険サービスをはじめとする各種支援・サービスを円滑に実施し、要介護者やその家族等介護者を支援します。そして、人材の確保も含めた安定した供給体制の確保とテクノロジーの更なる活用等による生産性向上に取り組みます。

また、今後、高齢化の進展に伴い認知症の人の増加が見込まれることから、「三田市認知症の人と共に生き支え合うまちづくり条例（認知症共生条例）」を基本に、認知症施策推進計画に基づいて、認知症になっても尊厳を保持しつつ個性や能力を発揮し希望を持って暮らすことができるよう、正しい認知症理解の促進や、認知症の本人及びその家族等の支援に取り組んでいきます。

さらに、「認知症になっても自分らしく希望をもって暮らし続けられる」という新しい認知症観を地域全体で共有し、共生社会の実現を目指して、課題解決に向けた連携と相談支援体制整備を進めます。

基本目標Ⅲ　地域みんなで支え合い、ふれあうまちづくり

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現のため、「三田市地域福祉計画」と整合性を図り取り組みを進めます。また、多様な活動への取組をいっそう推進します。

また、認知症の人や単身高齢者世帯の増加により、将来的に権利擁護支援を必要とする人の増加が見込まれる中で、成年後見制度をはじめとした制度の周知や高齢者虐待防止のための取り組みを推進します。

基本目標Ⅳ　安全で快適な暮らしやすいまちづくり

住まいや生活環境、外出支援等、地域居住のための支援を行い、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。また、高齢者を狙った犯罪の被害に遭わないよう呼びかけを行うと共に、高齢者が災害や感染症の脅威に直面した場合にも安全を確保し、安心して日常生活を過ごせるよう、平時から、関係機関と連携し対策を進めます。

3. 施策体系

基本理念

みんなが共に輝き、安心して生活できるまち・三田

基本目標	施策の方向	施策項目
Ⅰ　生涯現役で過ごすことができるまちづくり	1. 高齢者の生きがいづくりを推進します	(1)生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進 (2)地域活動の促進 (3)就業の促進
	2. 壮・中年期の健康づくりを推進します	(1)健康づくり意識の向上 (2)生活習慣病の予防 (3)医療の充実
	3. 介護予防を充実します	(1)介護予防の普及・啓発・情報発信 (2)地域介護予防活動の支援 (3)高齢期の健康づくりの推進
Ⅱ　住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり	1. 地域包括ケアを充実します	(1)地域全体で支える体制の整備 (2)地域包括ケア推進拠点の機能強化 (3)在宅医療・介護の連携強化
	2. 高齢者の在宅生活を支援します	(1)介護者への支援 (2)日常生活への支援 (3)介護予防・日常生活支援総合事業の充実
	3. . 介護サービスの充実と適正・円滑な運営をめざします	(1)介護サービスの整備 (2)サービスの質の向上と利用者支援 (3)介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営 【給付適正化計画】 (4)介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上
	4. 認知症高齢者への支援を充実します 【認知症施策推進基本計画】	(1)認知症の人に配慮した環境づくり (2)認知症の人の活動・社会参加支援 (3)認知症予防・相談体制の整備
Ⅲ　地域みんなで支え合い、ふれあうまちづくり	1. 地域福祉活動を支援します	(1)個人の取り組みや団体活動への支援
	2. 高齢者の人権を大切にします	(1)人権意識の普及・啓発 (2)権利擁護の推進
Ⅳ　安全で快適な暮らしやすいまちづくり	1. 快適な住宅・住環境の向上をめざします	(1)高齢者にやさしい居住環境の推進 (2)福祉のまちづくりの推進
	2. 安全・安心な生活環境を推進します	(1)防災・防犯・感染症対策の推進 (2)交通安全対策の推進